

(様式2)

処分基準(不利益処分関係)

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	担当課	循環型社会推進課	検索番号	1 - 7
根拠条項	15条の3				
不利益処分	産業廃棄物処理施設の許可の取消し				
(根拠規定)					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律					
(許可の取消し)					
第十五条の三 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第十五条第一項の許可を取り消さなければならない。					
一 産業廃棄物処理施設の設置者が第十四条第五項第二号イからへまでのいずれかに該当するに至つたとき。					
二 前条第三号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。					
三 不正の手段により第十五条第一項の許可又は第十五条の二の六第一項の変更の許可を受けたとき。					
2 都道府県知事は、前条第一号、第二号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、又は特定産業廃棄物最終処分場の設置者が第十五条の二の四において読み替えて準用する第八条の五第一項の規定による維持管理積立金の積立てをしていないときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第十五条第一項の許可を取り消すことができる。					
(処分基準)					
愛媛県廃棄物許可業者行政処分取扱要領					
(行政処分を行う場合の原則)					
第3条 行政処分は、行政指導を行うだけでは、法の目的を達成できないと認められる場合に行うものとする。					
2 行政処分を行うに当たっては、営業の自由を十分に尊重し、何ら合理的な理由なく特定の者を差別的に取り扱い、又は不利益を及ぼすことのないようにするとともに、行政処分の内容は、違反行為の態様等に比例したものとしなければならない。					
(許可の取消しの基準)					
第4条 知事は、許可業者が別表第1各項のいずれかに該当する場合は、許可の取消しを行うものとする。					
(行政処分の軽減の特例)					
第7条 知事は、行政処分の決定に当たって、情状酌量すべき相当の事情その他知事が適当と認める特別の事由があるときは、第4条(別表第1 1から3の項を除く。)、第5条第1項又は前条第1項の規定にかかわらず、行政処分の内容を軽減することがある。					
2 前項の場合において、別表第2 2の項若しくは3の項又は別表第3 2の項若しくは3の項に掲げる違反行為等に対する行政処分の内容を軽減する場合は、それぞれ該当する項の次の項の右欄に掲げる日数を下回る日数を事業停止命令の期間とする軽減は、行わないものとする。					

(様式2)

処分基準(不利益処分関係)

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	担当課	循環型社会推進課	検索番号	1 - 7
根拠条項	15条の3				
不利益処分	産業廃棄物処理施設の許可の取消し				
別表第1(第4条、別表第2、別表第3関係) 許可の取消しの基準					
<ol style="list-style-type: none"><li>1 欠格条項に該当するに至ったとき。</li><li>2 事業停止命令に違反したとき。</li><li>3 使用停止命令に違反したとき。</li><li>4 次の各号のいずれかに該当する場合<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 法第8条第1項の規定に違反したとき。</li><li>(2) 法第9条第1項の規定に違反したとき。</li><li>(3) 法第9条の2の規定に違反したとき。</li><li>(4) 法第9条の2第1項第1号、第2号又は第4号の規定に違反し、かつ、当該該当事項の改善が不可能であるとき。</li><li>(5) 法第9条の2の2第1項第3号の規定に違反したとき。</li><li>(6) 法第9条の5第1項(第15条の4において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。</li><li>(7) 法第10条第1項(第15条の4の7第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反し、又は未遂に終わったとき、若しくはその予備をしたとき。</li><li>(8) 法第12条第5項の規定に違反したとき。</li><li>(9) 法第12条第6項の規定に違反したとき。</li><li>(10) 法第12条の2第5項の規定に違反したとき。</li><li>(11) 法第12条の2第6項の規定に違反したとき。</li><li>(12) 法第14条第1項又は第6項の規定に違反したとき。</li><li>(13) 法第14条第15項又は第16項の規定に違反したとき。</li><li>(14) 法第14条の2第1項の規定に違反したとき。</li><li>(15) 法第14条の3(第14条の6において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。</li><li>(16) 法第14条の3第2号又は第3号の規定に違反し、かつ、当該該当事項の改善が不可能であるとき。</li><li>(17) 法第14条の3の2第1項第6号(第14条の6において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。</li><li>(18) 法第14条の3の3の規定に違反したとき。</li><li>(19) 法第14条の4第1項又は第6項の規定に違反したとき。</li><li>(20) 法第14条の4第15項又は第16項の規定に違反したとき。</li><li>(21) 法第14条の5第1項の規定に違反したとき。</li><li>(22) 法第14条の6の規定に違反したとき。</li><li>(23) 法第14条の7の規定に違反したとき。</li><li>(24) 法第15条第1項の規定に違反したとき。</li></ol></li></ol>					

(様式2)

処分基準(不利益処分関係)

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	担当課	循環型社会推進課	検索番号	1 - 7
根拠条項	15条の3				
不利益処分	産業廃棄物処理施設の許可の取消し				
<p>(25) 法第15条の2の6第1項の規定に違反したとき。 法第15条の2の7の規定に違反したとき。</p> <p>(26) 法第15条の2の7の規定に違反したとき。</p> <p>(27) 法第15条の2の7第1号、第2号又は第4号の規定に違反し、かつ、当該該当事項の改善が不可能であるとき。</p> <p>(28) 法第15条の3第1項第3号の規定に違反したとき。</p> <p>(29) 法第15条の4の規定に違反したとき。</p> <p>(30) 法第15条の4の5第1項又は第4項の規定に違反したとき。</p> <p>(31) 法第15条の4の6第1項の規定に違反し、又は未遂に終わったとき、若しくはその予備をしたとき。</p> <p>(32) 法第16条の規定に違反し、又は未遂に終わったとき。</p> <p>(33) 法第16条又は16条の2の規定に違反した罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をしたとき。</p> <p>(34) 法第16条の2の規定に違反し、又は未遂に終わったとき。</p> <p>(35) 法第16条の3の規定に違反したとき。</p> <p>(36) 法第19条の3の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(37) 法第19条の4第1項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(38) 法第19条の5第1項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(39) 法第19条の6第1項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>5 事業停止命令若しくは使用停止命令を受けた日から2年を経過しない者が、第5条第1項の規定による事業停止命令又は第6条第1項の規定による使用停止命令の対象となる違反行為をしたとき。</p> <p>6 前各項に掲げる場合のほか、違反行為の内容が特に悪質と認められるとき、又は生活環境の保全上重大な支障を生じる違反行為をしたとき。</p>					